

鹿嶋市立鹿島小学校・いじめ防止基本方針

平成31年3月29日 見直し

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」【平成25年9月28日 以下「法」という】の規定を受け、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、組織を設置して具体的な対応を推進するための基本方針を策定する。

〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利や学校生活、その他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、全ての児童がいじめを行わない、他の児童に対してのいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全ての職員が「いじめはどの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識のもと、全児童が「いじめのない、明るく、楽しく、夢を語れる学校生活やその他の活動」を送ることができるように、いじめ防止に向けた取組を行う。

2 いじめの問題について

(1) いじめの定義と態様

「いじめ」とは、「本校児童に対して、本校児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。【法第2条】

〈いじめの態様〉

- | | | |
|------------|------------------|--------|
| ・仲間はずれ | ・嫌なことを言う（悪口） | ・無視する |
| ・からかい、冷やかす | ・暴力（殴る、蹴る、ぶつかる等） | ・物を隠す |
| ・物や金銭の強要 | ・メールや書き込みによる誹謗中傷 | ・脅す など |

(2) いじめの問題に関する基本的認識

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われること。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

【「いじめの問題に関する総合的な取組について」平成8年7月】

3 いじめの防止に取り組むための組織

(1) 組織について

いじめ問題への対応については、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、生徒指導会議（職員会議時）やいじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の取組

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校長を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

【構成員】

- ・ 学校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主事 ・ P T A 会長
- ・ P T A 副会長 ・ 区長 ・ 民生委員 ・ 児童委員 ・ 学校臨床士（市派遣）

(3) 役割

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・ いじめの情報の迅速な共有，関係する児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

4 いじめの問題への対応

(1) いじめの防止

① 児童と教職員との信頼関係づくり

- ・ 日頃のふれあいや共通体験を通して，児童と向き合う時間をつくる。
- ・ 学級の人間関係を把握し，心の居場所づくりや絆づくりをすすめる。

② わかる授業づくりの推進

- ・ すべての児童が授業に参加し，活躍できるようにする。
- ・ グループワーク等を通して，児童相互のかかわりをつくる。
- ・ 発表の仕方や聞き方の指導など，学習の基本となるきまりを確立する。

③ 豊かな体験活動づくり

- ・ 全校合唱や縦割り班活動，読み聞かせ等の活動を大切にする。

④ 道徳・学級活動の充実

- ・ 人権教室を開催し，人権意識を育てる。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等で，人間関係づくりをする。

⑤ 保護者との連携

- ・ 保護者からの子どもに関する情報を，全職員で共有する場をもつ。
- ・ 日頃から保護者との連携・相談を密にし，信頼関係を築く。

⑥ 児童会が主体となった活動（校内の自治的雰囲気づくり）

- ・ 児童朝会では，いじめは絶対いけないことを児童に確認する場として，人権集会を実施する。

- ・いじめや人権に関する標語を全児童から募集し、校内に掲示しながら児童の人権意識を啓発する。

⑦ 情報モラル教育の推進

- ・インターネットやSNS，携帯電話・スマートフォン等のいじめを防止するため，情報モラル教育を計画的に実施し，児童に正しい知識を身に付けさせる。

(2) いじめの早期発見

① 担任の観察とチェックリストの活用による発見

- ・担任は毎月初めに，学級集団で気になる児童について「いじめ早期発見チェックリスト」を実施するとともに，全職員で共通理解し，協議する場をもつ。

② 他の教師の観察による発見（学年内，養護教諭，特別支援部，生徒指導主事など）

- ・担任だけでなく，全職員がチーム支援体制で児童の支援を行う。

③ 本人からの訴えによる発見

- ・毎月初めに「いじめ防止アンケート」を実施する。担任が集計後，いじめを訴えた児童がいる場合は，早急に教育相談を行う。
- ・全職員でアンケート結果を共有し，対応策を協議する。

④ 教育相談による発見

- ・基本的には学期に1回（1学期：6月，2学期：11月，3学期：2月）実施する。
- ・いじめの訴えがあったり，担任が必要であると考えた場合には随時実施する。

⑤ 保護者の情報提供による発見

- ・学年通信や懇談会等で，いじめ防止を日頃から周知していく。
- ・保護者との信頼関係を基盤に，いじめの訴えや情報があった場合は真摯な姿勢で早期に対応する。

(3) いじめの早期解決

※報・連・相・確の徹底，チームで対応する。

① いじめの事実確認

- ・人目につかない場所で，複数の職員で対応する。
- ・話しやすい雰囲気づくりを心がけ，人権に配慮して事実を確認する。
- ・情報提供者の秘密は必ず厳守する。
- ・原則として，被害側児童（保護者）の了解が得られるまで，両者を同じ場所に集めた事実確認を行わない。
- ・解決を当事者に任せたり，当事者の話し合いだけによる解決は絶対にしない。
- ・単に謝罪だけ，注意するだけの指導は絶対に行わない。

（被害側児童・保護者の気持ちを大切にする。）

- ・事実確認後は，原則，保護者にも事情を説明し，理解を得る。

② いじめられた児童への対応

- ・みんなで守る（教員・友だち）ことをしっかり伝え，継続的に支援する。
- ・表面的な変化から解決したと判断せず，担任が中心となり，今後の方向性まで具体的に支援する。

- ・自己肯定感の喪失を食い止める支援をし、学校がいつでも相談できる体制を整えているという安心感を与える。

③ いじめた児童への対応

- ・いじめの背景を考えさせ、その行為に対しては毅然たる態度で指導する。
- ・どうすればよかったのかを考えさせたり、今後どのような行動を取るべきか内省させたりして、いじめを繰り返さない指導をする。

④ 周囲や傍観者への対応

- ・いじめを学級などの集団の問題として対応していく。
- ・教師が児童（保護者）と共に、本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの情報を伝えることは「ちくり」ではなく、つらい立場の人を救う勇気ある行動であることや、人権や命を守る立派な行為であることを指導する。
- ・傍観者やいじめをはやし立てた人もいじめ問題の関係者であることを指導する。

④ 保護者や関係機関との連携の留意点

ア 被害者の保護者との連携

- ・電話等での対応はせず、家庭訪問を行い、明らかになったことを整理して説明するとともに、今後の支援方針を明確に伝え、理解を求める。
- ・家庭訪問は必ず複数で対応する。
- ・保護者からの訴えに対して、安易な返答をしない。事実を確認することと、確認後の対応を継続して行うようにする。
- ・対応の経過をこまめに伝え、保護者からの情報提供を受ける。
- ・事実に対して、どのように子どもを守り、どのように具体的に支援していくのかを伝える。

イ 加害者の保護者との連携

- ・家庭訪問を行い、明らかになったことを整理して説明するとともに、今後の方針を明確に伝える。また、その場で、子どもに事実確認を行う。家庭訪問は複数で対応する。
- ・指導の経過報告とともに、子どもの変容を伝え、指導に対する理解を得る。また、何より、子どもの成長を願う姿勢や考えを理解してもらえるように努める。
- ・事実を認めなかったり、対応を批判的にとらえたりする場合は、再度、事実を伝え、今後の対応方針や教師の子どもに対する思いを示して理解を得る。
- ・経過観察を継続して行い、その後も連携を怠らない。

⑤ 報告体制について

担任・その他の教員→担任や学年主任→生徒指導主事→校長・教頭・教務

※ いじめ発見・解消カードに記入し、生徒指導主事に提出する。（緊急時は除く）

⑥ 指導記録について（担任・生徒指導主事）

- ・時系列に指導記録を残す。
- ・いじめ防止アンケートについては、年度内は担任が責任をもって保管する。

<記録内容>

- ・いじめの認知状況（きっかけ、継続性など）
- ・いじめの内容（いつ・どこで・誰が・何をしたのか）

- ・被害者側の児童の状況
- ・加害者側の児童の状況
- ・保護者の状況
- ・職員の対応の役割分担（いつ・どこで・誰が・どんな関わりをするか）
- ・いじめ解消に向けての対策・方針・方向性
- ・関係機関との連携
- ・正確な情報把握（担任単独では絶対に動かない）
- ・生徒指導主事が情報を集約し、校長・教頭へ報告・相談する。

5 家庭や地域、関係機関との連携

① 保護者との連携

- ・学校・学年通信等で、いじめ防止に向けた情報提供や啓発を図る。
- ・担任は日頃から家庭との信頼関係を築き、スムーズな連携がとれるよう心がける。
- ・学級懇談会や個別面談等で、いじめについて話し合う機会をもち、情報を収集する。
- ・アンケートや事実確認のための聴き取り等により判明した、いじめ事案に関する情報については保護者に適切に提供する。

② 地域との連携

- ・地域の行事に積極的に参加し、日頃から情報収集を行う。
- ・学校便り等は地域のまちづくりセンターや集会場などに配布し、いじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・学校の情報については、いじめ防止対策委員会で共有する。

③ 関係機関との連携

- ・県から派遣されたスクールカウンセラーと連携して、いじめの未然防止に努める。
- ・学校だけで抱え込むことなく、必要に応じて教育委員会に相談し、指導・助言を受ける。

6 重大事案への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条】

※被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害を生じたという申立てがあったとき」を含む。【「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」】

- (例示) ①児童が自殺を企図した場合 ②心身に重大な被害を被った場合
 ③金品等に重大な被害を被った場合 ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 ⑤いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

(2) 重大事態が生じたときの対処

① 発生報告

いじめ防止対策委員会において、重大事態の状況を確認し、その旨を鹿嶋市教育委員会に報告する。

- ・ いじめの経緯と事案の特性
- ・ 被害児童又は保護者の訴えなど

② 実態把握

鹿嶋市教育委員会の指示の下、「鹿嶋市いじめ問題等対策委員会」に調査を依頼する。

- ・ 学校が主体となって行う調査
- ・ 鹿嶋市いじめ問題等対策委員会が主体となって行う調査

③ 被害者保護

- ・ いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保する。
- ・ 情報を提供した児童等を守るための措置を講ずる。

④ 加害者対応

- ・ 毅然とした対応でいじめをやめさせる。
- ・ しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

⑤ 調査結果の報告

- ・ 鹿嶋市教育委員会の指示の下、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時・適切な方法で提供する。

⑥ 解消と再発防止

- ・ いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習支援等を行う。
- ・ 加害児童に対しては適切な指導を行うとともに、継続的に見守る。

【いじめ防止に向けた年間計画】

	いじめ防止に向けた会議等	学 級 担 任
	【毎月実施】 ・生徒指導委員会 （職員会議時）	・いじめ防止アンケート（児童） ・いじめ早期発見チェックリスト（担任）
4 月	・「見守ってあげよう」支援会議	・学級開き（児童の観察） ・個人目標，学級目標づくり（学活） ・グループエンカウンター（学活）
5 月	・家庭訪問（保護者との情報交換）	・いじめって何だろう（学活） →「いじめ防止目標」を学級内に掲示 ・情報モラル教育（I C T） ・人権教室（3 年）
6 月	・教育相談月間	・仲間づくり（学活） ・生活アンケート（1 学期）
7 月	・夏休み対策会議（気になる児童 への支援方策の確認） ・第 1 回いじめ防止対策委員会	
8， 9 月	・鹿野中学区小中連携事業 （事例検討会） ・特別支援研修	・いじめはいけないこと（学活） ・人権標語募集，掲示（児童会）
1 0 月	・個別面談（保護者との情報交換）	・いじめ防止標語募集，掲示（児童会） ・生活アンケート（2 学期）
1 1 月	・教育相談月間	・人権集会（児童朝会）
1 2 月	・冬休み対策会議	
1 月	・第 2 回いじめ防止対策委員会	・いじめがあったら（学活）
2 月	・教育相談月間	
3 月	・春休み対策会議 ・鹿野中学区小中連携事業 （情報交換会）	・なれる自分，なりたい自分（学活）